

## 環境審査顧問会火力部会

### 議事録

1. 日 時：令和元年9月30日（月）13:56～16:05

2. 場 所：経済産業省別館1階 104各省庁共用会議室

3. 出席者

#### 【顧問】

市川部会長、阿部顧問、今泉顧問、岩田顧問、川路顧問、小島顧問、近藤顧問、島顧問、鈴木雅和顧問、鈴木靖顧問、古谷顧問、水鳥顧問、山本顧問

#### 【経済産業省】

沼田環境審査担当補佐、小島環境審査担当補佐、高取環境審査専門職 他

4. 議 題

(1) 環境影響評価準備書の審査について

姫路天然ガス発電株式会社（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画

・補足説明資料、兵庫県知事意見及び環境大臣意見の説明並びに環境影響評価準備書に係る審査書（案）の説明

5. 議事概要

(1) 開会の辞

(2) 配付資料の確認

(3) 環境影響評価準備書の審査について

姫路天然ガス発電株式会社「（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画」について、補足説明資料、兵庫県知事意見、環境大臣意見及び審査書（案）の説明を行った後、質疑応答を行った。

(4) 閉会の辞

6. 質疑応答

(1) 姫路天然ガス発電株式会社「（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画」

<補足説明資料、兵庫県知事意見及び環境大臣意見の説明>

○顧問 ありがとうございました。

補足説明資料については、現地調査で一部説明はされているのですけれども、現地調

査が非公開ということもありますし、ご欠席の先生方もいらっしゃったので、1つずつ確認していきたいと思います。

補足説明資料本編のまず最初、異常年検定、先生、これはよろしいですね。

○顧問 この内容で了解いたしました。

○顧問 2番目の建設機械のNO<sub>2</sub>、これは先生。

○顧問 0.04ppmを超える日数がどれくらいあるかということを出していただいて、24日、それくらいあるということですが、全部の建設機械がずっと稼働しているという安全側の判断ですので、これはこれで結構だと思います。

○顧問 3番の一般大気測定局（白浜）については、これで結構です。

4番、5番、騒音関係、これは前任の先生がご意見を言われたものですが、騒音関係の先生方、いかがでしょうか。

○顧問 大丈夫です。

○顧問 特によろしいですか。

6番の冷却塔白煙の予測、これは私と先生が主に言っているのですけれども、いかがでしょうか。

○顧問 私の方からは、この説明で了解いたしました。

○顧問 1つは不確実性のところで、その要因として防音壁のダウンウォッシュというふうに書かれていますけど、正確に言うとダウンウォッシュだけではなくて初期拡散の話もありますので、できれば「ダウンウォッシュ、初期拡散等に関する」というふうに入れていただければと思います。

○事業者 承知いたしました。

○顧問 これは質問なのですからけれども、確認も含めてですからけれども、事後調査をして、白煙の影響がある場合には冷却塔の負荷抑制を行うということが書いてあるのですけど、これはイコール発電出力を抑えるということによろしいのですか。

○事業者 そのとおりでございます。

○顧問 もう一つ、細かく電中研の見解というところを書いていますけれども、Huberの論文の中で、建物の幅と高さの比については書いていただいているのですけど、長さとの比というのはもとの論文には載っていたのでしょうか。今回、長さが1,000m近くあるのですけど、その長さに関してはHuberでは何か、特に幅と長さの比についてはどのくらいの感じだったのでしょうか。

○事業者 実際には論文に出ているのは比ですので、いわゆる普通の建物や建屋の高さと幅の比がこの範囲内で、例えば拡散実験とかあるいは風洞実験の結果、データを集めて検証すると大体このぐらいの幅の中にあったものが集まったということです。

○顧問 では、ここのWという建物幅、風向によって幅になったり長さになったりするわけですから、ここの幅と長さというのは大体同じぐらいだから、長さとも見ても2～22ぐらい、高さに対する長さの比というのも2～22ぐらいというふうに考えているわけですね。今回は壁なので、幅は1mですね。

○事業者 大体そのぐらいです。ですから、電中研の見解にもあるとおり、建屋を対象にしていますので、高さと横幅はいいとしても、奥行きが今回はほとんどないということで、そういうあたりが直接の検証にはなっていないという見解を示されたと理解しております。

○顧問 分かりました。

先ほど、顧問限りの資料に幅は0.1mと書いていませんでしたか。あれは間違いですか。

○事業者 0.1mです。

○顧問 1mでなくて。

○事業者 コンクリの厚さは0.1mです。

○顧問 1mではなかったのですか。

○事業者 0.1mです。

○顧問 分かりました。ほかの先生方、よろしいですか。

それでは、7番の船舶の話、これは先生ですね。

○顧問 現地調査のときは、図7-2、これがなかったので高さが分からなかったのですが、この図を示していただいたので、そこに達しないということが分かりましたので、これで結構です。

○顧問 それでは、9番の最下端高度発生時の白煙形状、これは先生。

○顧問 もともと、このxとzの関係が1次式ではないのでどうして直線になるのかという質問ですが、ご回答としては、両辺の2次の項のところ、大体今考えている距離の範囲ではその寄与が大きいということ、また3次の項がきいてくるのはもう少し遠くの方だということが分かりましたので、この説明で結構です。

○顧問 それでは、10番の排水水質ですけど、これは先生でよろしいですか。

○顧問 10番については、まず下水道の受け入れ基準に適合するという、そして十

分尤度があることを示していただきました。また、図10-1の排水フローの中の収支も明確に分かるようにしていただき、ありがとうございました。

この結果に基づき準備書の記載を修正していただいたということで、これで結構です。

○顧問 11番、動物、植物の影響予測、これは先生ですけど、特にご意見なかったということでもよろしいですね。

12番の植生調査結果、これは先生ですね。

○顧問 多分11番も12番も前回のときに指摘させていただいたと思いますけど、具体的に写真で示していただいた中身とか、あるいは植生調査結果、非常に分かりやすいものでデータもかなりあると思いますので、こちら評価書の方で、補足説明資料等で記載していただくということでもよろしいですよ。

○事業者 はい。

○顧問 確認できましたので、それで結構です。

○顧問 13番のケリ・シロチドリですけど、これは御欠席の先生ですけど、先生よろしいですか。

○顧問 いつでしたか、これで造りにくいような気がするけど、大丈夫ですかみたいなことを言われませんでしたか。大丈夫ですか。

○事業者 専門家の方に聞きましたら、これで十分造れるというふうに聞いておりますので、これでやらせていただこうと思っております。

○顧問 先生、どうぞ。

○顧問 今回、自主調査というのをを行うということが書かれているのですが、こちらの自主調査というのはどういう位置付けになるのですか。

○事業者 自主調査につきましては、事業者が自主的に実施するというので、現地顧問会の中でいろいろとご指摘を受けた内容につきまして、自主的にそのとおりになっているかどうかを確認しようという目的のもと、今回、自主調査を行うことにしてございます。

○顧問 植物の方だと、一応環境監視計画ということで移植の事後に確認をするということになっているのですが、こちらは、それは特に位置付ける必要はないということですか。

○事業者 植物の移植につきましては、元々環境保全措置に入れていまして、環境監視計画できちんと確認していくという計画にしておりました。それに加えて、ほかの

項目についても自主的に調査をした方がいいというご指摘をいただきましたので、今回、それを受けまして自主的な調査をするという位置付けにさせていただきます。

○顧問 それは異なるのですか。環境保全措置をとって、一応不確実性があるので環境監視計画で行うという位置付けなのですか。

○事業者 植物の移植に関しましては、事後調査ではなく環境監視計画としております。植物の移植に関しましては、過去、移植した事例がございますので、成功率は非常に高いと思っておりますが、念のために、環境監視計画の中で植物の移植が順調に進んでいるかどうかというのを確認するという計画に元々してございました。それ以外の項目に関しても、こういうことに関しては自主的な調査をした方がいいというご指摘をいただいたものに関しましては、今回、この説明資料の中で自主調査をするということを宣言した次第でございます。

○顧問 特に環境監視計画にはしなくていいということですか。

○事業者 そのような位置付けにさせていただきます。

○顧問 ただ環境保全措置をとるということですよ、中身としては。

○事業者 そのとおりです。

○顧問 余り変わらないのかなという気もしたのですけれども。

○事業者 そういう意味では大きな違いはなく、ともに実際できたかどうかを確認させていただくということです。

○顧問 多分、結果としては余り変わらないのかなということで、ただ評価書に掲載されるかされないかという違いだけなのかなと思ったのですけれども。それをわざわざ分ける必要があるのかなというのがちょっと気になったのですが。何か理由があれば、それでいいのですけど。

○事業者 そこに関しては、元々ご指摘を受けたことをそのまま素直に反映したということでございます、特段大きな意味合いはございません。

○顧問 14番の緑化計画、これは先生ですね。

○顧問 64ページの準備書のもとの図と修正案の図を比べられると、どんなものができ上がるかがよく分かると思うのですが、そちらでご提案の土壌改良と施肥程度でこういう樹林が形成されるとはちょっと思えないというのが個人的見解です。

それから、これが本当に緑地として機能するのかどうか。私の個人的立場から言えば、これは緑地とは呼ばない。こういう空間は造ってはいけないというスタンスでいつも仕

事をしていきますので、これを事業者責任として設置されるということでしょうから、これ以上は申し上げません。

○顧問　それでは、15番のハヤブサは、御欠席の先生でしたけど、特になかったということですね。

16番の冷却塔白煙の景観についてですけど、これは私は結構です。

17番、これも冷却塔白煙に関する書き方ですけど、これはこれで結構です。

先ほど、16番冷却塔白煙の景観、これで結構ですと申し上げたんですけど、兵庫県知事意見で、フォトモンタージュを作るといってご指摘がございましたね。それに対してはどういうふうにお答えをされるのか。

○事業者　今後検討して、兵庫県とも相談しながら対応を考えていきたいと思っております。現時点では、兵庫県のご意向を踏まえた上で、何かできることはないかというのを考えていきたいというふうに思っております。

○顧問　18番は評価書で修正するところですけど、いろいろな先生方が言われているかもしれませんが、いかがでしょうか。

○顧問　96ページの修正のところ、どういう調査で確認したかと書いてあるのは、ちょっと勘違いですかね、上から3つ目のキジ。これ、ラインセンスに○印を付けていますが、ラインセンスでハヤブサの餌動物か何かの表を作っていますよね。準備書の最初にも載っていませんよね。776ページ。オカヨシガモから書いていますよね。ひょっとしてラインセンスではなかったのではないですか。

○事業者　申し訳ございません。今、手元の資料を確認しますと、ラインセンスで見ついているかのようなことですが、もう一度データの齟齬がないかどうかを確認させていただきまして、評価書に載せるときにはしっかりとしたデータを載せるように対処いたします。

○顧問　結構です。

○顧問　それでは、補足説明資料の別添、1つずつやっていきましょうか。補足説明資料の別添に関して何か、植生調査の話ですかね。よろしいですか。どうぞ。

○顧問　別添は公開資料になるのでしょうか。

○事業者　公開資料にする予定でございます。

○顧問　今日の火力部会の資料として公開するということで、アセス図書の中にもこれが入ってくる、そういう意味ではないのですね。

○事業者 今後入れる予定でございます。

○顧問 それでは、顧問限りの補足説明資料がありますけど、「防音壁の構造と風切り音について」、これは主に先生が言われたと思うんですけど。

○顧問 まず、風切り音については、ご回答で分かりましたというか、今後もしいろいろ調べておいていただきたいと思います。

高さ40mの防音壁というのはどのくらいすごいものかというのは、ちょっと想像しておいた方がいいと思うんですけど、例えば白髭団地とか川口芝園団地とか、あるいは高洲第一団地とか、これが丁度、40mの防火壁です。これは全部URの団地ですけど、私はそこで設計をやっていたので、どんなものが出来上がるか分かるんですけど、あいう団地というのは、結局そこに人が住んでいて、幅も30mぐらいあるような立体物ですから、そのまま自立しているわけですよ。この場合は、1枚板というか、それで40mの高さがあるという、そういうものが直接風を受けてどういうふうに挙動するか。こういうものの挙動というのは、パラメーターはそんなに多くないですから、簡単に言うと物理法則にそのまま従うのですよね。40m/sの風速で計算されると、どのくらいの安全率を見るかによりますけど、40m/sには耐えたとして、50m/sが来たら計算どおり倒れると思うのですよね。最近50m/s吹いていることがありますので。

例えばこの構造図を見ると、一番心配なのは基礎と杭の連結部分で、左側から、海から風が来た場合に、海側の基礎と杭の連結部分というのに応力が全て集中するのですが、これで40mの高さの壁に来る風圧力を受けられるのかどうかというのはすごく心配です。その辺も先ほど申し上げたように、資料をいただいて、資料は了解しましたが内容については、私、個人的には全然了解してなくて、やめた方がいいと思っています。ただ、それをやるのは事業者責任なので、私は、この会議で反対だということだけは議事録に残しておきたいというふうに思います。

実施設計に当たっては、パラメーターはそんなに多くないですから、その辺についてきちっとした構造計算をする。それも風だけではなくて、地震力は水平力で働くので、この場合、アングルというかL型になっているので、挙動がx方向とy方向で違うので、継ぎ目でそこに応力が集中しますから、そういうことに対してどう対応するのかということも踏まえてやっていただきたいと思うのです。「構造上の問題がないよう適切な幅に区切った構造とする」と書いてあるのですが、全然意味不明で、これで一体どういう安全性が保たれるのかが説明できていないと思います。要するに、それ以上私が納得でき

る情報が全くないので、実施設計を進めていただく以外にないと思います。そういうことで、これ以上申し上げません。

○顧問 事業者の方、何かありますか。

○事業者 適切に設計をしてまいりたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

○顧問 先ほど私、この厚さを確認したのですが、表1-1に0.1mと書いていますよね。今、準備書を確認して、510ページには1mと書いてあるのですがけれども、この違いは何でしょう。

○顧問 私はこの厚さ0.1mというのは、中に入れるコンクリートは、多分軽量気泡コンクリートか何かかなと思ったのですが。厚さ10cmというと。

○顧問 それから、上と下で幅が違いますよね。上端と下端で幅が違うので、それかなとも思ったのですが。

○事業者 コンクリートの幅に関しましては、0.1mということは分かっているのですが、この1mの表記につきましては、恐らく下のサポートのところを含めたものだと思いますので、その表記に関しては、適切な表記になるようにもう一度確認をさせていただこうと思っております。

○顧問 今お答えいただかなくても結構ですが、先ほどの先生の質問を含めて、火力部会の後、速やかに事務局に資料を出してください。

○事業者 分かりました。

○顧問 それでは、顧問限りの資料、2番、3番は先生ですね。

○顧問 今回、写真も含めてですがけれども、こういう具体的な図で植物群落の位置と状況、当然同じところでやるというのはなかなか難しいのですが、近いところがどういう状況かというのが非常によく分かります。今回、火力の範囲にしては50地点以上、かなり植生調査やられていますよね。これだけ折角調査をやったので、それを生かしていただきたいと思います。それを踏まえて影響予測していただいているので、こういう形でやっていただければと思います。

4番、中身はこれでいいと思うのですがけれども、作っていただいた事前事後、工事前と造成後というのは、具体的に評価書になる段階で現在の準備書のどこに入るのかだけ確認させていただけますか。番号が、例えば30ページは(5)となっているのですよね。ハヤブサですと31ページの(6)。これが予測で言うと、行動の影響はこのままで、採餌の影響の方でこの(5)と(6)が入ってくるということでもいいですか。ちょっと番号が違って

たので。

○事業者 はい。その通りです。

○顧問 では、ハクセキレイの方も同じように、行動の方はそのまま、採餌環境の方でこれを入れていただくと。

○事業者 はい。その通りです。

○顧問 分かりました。了解いたしました。

○顧問 次の先生も。

○顧問 準備書の中で、ハヤブサの餌動物として単純にラインセンサスの結果でやると、常識的に考えて全く食べないわけではないけど、考えにくいもの、たとえば、開放空間にいないもの、危険を冒してまでチャレンジしなきゃいけない状況にはないだろうと思われるものまで含まれるので、それらは排除した方が、より現実に近いのではないかとということでアドバイスを差し上げました。カラスとか大型猛禽類等はそれに含まれるということで、それをとったということで解析しておられますので、それはそれでいいと思うのです。

あと、ちょっとお聞きしたいのは、実際に採餌が見られた場所と餌資源の場所を一緒くたにして補足説明資料の25ページ以降の図を作られたと思うのですが、これで、供用後に、対象事業実施区域に指数Ⅰのメッシュが工事前と工事後に非繁殖期に出ていますけど、工事後にそれが出るというのはどういう根拠からでしょうか。

○事業者 今おっしゃっているのは、補足説明資料の26ページの餌量分布図のところでしょうか。餌量分布図であれば、非繁殖期、供用後のところで対象事業実施区域にランクⅠのメッシュが出ているのですけれども、その後に採餌行動の指数分布図を見ていただくと、対象事業実施区域はほとんど採餌がございませんでしたので、その2つを今回足し合わせた好適採餌環境図におきましては、対象事業実施区域にランクⅠはないというふうになっております。

○顧問 分かりました。現地を見せてもらって、対象事業実施区域にはドバトが結構いたので、恐らくハヤブサが楽をしてとれることから、ドバトをかなり意識しているのではないかなと思って。だから、ある意味ドバトがすめないようになれば、恐らくハヤブサは来なくなるかなという気がしたものですから、ちょっとそれを質問したのです。

実際に、先ほど言ったカラスとか大型猛禽類とか、それを省いた後の結果というのは随分変わりましたでしょうか、具体的にもちよっとお聞きしたかった。

○事業者 準備書のときは餌量の指数のみでやっていたので、餌量指数の分布図で比較しますと、主に樹林性の鳥類が除かれたことによって、海域、今回、開放水面という環境類型区分に置いているところの餌量が増加いたしまして、その指数は大きくなるというところで、実際、結果の方は、準備書と今回の結果は少々変わるところが出てきました。

○顧問 了解です。それが、かなり実際により即している結果になったのだと思います。結構です。

○顧問 それでは、兵庫県知事意見、環境大臣意見を含めて、それから準備書全体を含めて、何かご意見、ご質問があればよろしくお願いたします。

○顧問 補足説明資料本編の77ページ、水のフローについて書いていただきましたが、お伺いしたのは、例えば準備書の22ページ辺りに、機器洗浄等に使用する工事用水が「3,500m<sup>3</sup>」とかという言葉があったものですから、工事用水と雨水を合わせたものの4,500m<sup>3</sup>と誤解しやすいというようなこともあって、内訳をとということでお尋ねしたような次第です。

これは非常に分かりやすく書いていただいたのですが、1点気になったのは、その下の注のところで、「雨水排水は濁水である」ということまで書いていただいているのですが、これは必ずしもこういうことではないのかなと思います。工事用水も主に湧水であるということは分かりますので、この雨水排水が濁水である旨は少々不要かなというふうに思います。

○事業者 分かりました。これも修正させていただこうと思います。ありがとうございます。

○顧問 次の先生。

○顧問 前回の会議と現地調査を欠席したので、もう既に議論されたことであればご了承ください。今の補足説明資料本編の10ページ、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素濃度のところですが、表2-6の修正案として、「保守的な条件で算定した」というふうに追加されているのですが、「保守的な条件」というような言い方が一般的なのかどうか、どういう意味で保守的と言っておられるのかちょっと分かりにくいので、別のもう少し分かりやすい表現に変えていただいた方がいいのではないかなというのの一つ。

それから、その部分の本文に、評価の結果についての記載を修正したというふうに書かれていて、11ページには評価の結果として、「二酸化窒素については環境保全の基準等

の確保に支障を及ぼすものではないと評価する」という部分を削除されただけで、何も追加はされていないのですけれども、環境基準への適合状況についてどういうふうに評価されているのか、単に削除するだけでいいのかどうか、そのあたりについて事業者の見解をお伺いしたいと思います。

○事業者　まず、「保守的な」という表現に関しましては、今のご指摘を踏まえまして、もう一度適切な表現がないかというのを考えてみたいと思います。

11ページの準備書記載内容と修正案につきましては、先般のご指摘につきましては、環境基準に適合している、であるから「二酸化窒素については環境保全の基準等の確保に支障を及ぼすものではないと評価する」という、その短絡的な因果関係がというところのご指摘を受けたと思っております。今回は、その短絡的な因果関係にならないような形でどう準備書を変えようかというのを考えたところ、このような削除するというのが適切ではないかというふうに考えて削除させていただいた次第でございます。

○顧問　環境基準は、確かに0.04から0.06ppmのゾーン内、又はそれ以下ということでありまして、0.04ppm以下の地域についてはそれを上回らないように努めるということが定められていると思うのですが、そのあたりについてはどうなのでしょう。

○事業者　そこはご指摘をいただいておりますので、0.04ppmを超えているということに関して認識はしてございます。それをどう表現するかというところで迷って、今何も書かないという形の方が最も適切な表現ではないかということでこのような形にさせていただいた次第でございます。

○顧問　一応事情は分かりました。

○顧問　どうすればいいですか。もとの準備書よりはよくなっているかなと。

○顧問　「支障を及ぼすものではないと評価する」というのを削除されたという点では、そのとおりのかなとは思いますが、他にこういうふうに記載したらいいのではないかとという案は、今の時点ではちょっと分かりかねます。

○顧問　ほかはいかがですか。

○顧問　兵庫県知事意見の全体的事項の(1)アの削減方策についてのコメントですが、兵庫県知事意見としては、売電先の対策を含めて排出量の削減を行って総量を増加させないことと言っておられるようなのですけれども、これは売電先の例えば経年火力を廃止するとか、そこまで踏み込んだ要求をされているということでしょうか。

○事業者　まだきちんとした回答を兵庫県とお話をしていただいているわけではございませんが、

この文章を読みますと売電先も含めてとございますので、今回我々の考えている計画ですと、出資会社に電力を販売する計画でございますので、出資会社も当然ながらCO<sub>2</sub>削減に努力をしていくようにというご意見と踏まえまして、そのような対策を考えていきたいというふうに考えてございます。

○顧問 その出資会社の経年火力の廃止ということを計画として提示せよということが、恐らく(1)ウのあたりに書いてあるのですけれども、それを計画するということですか。

○事業者 対策、何をするかということに関しましては、今後、兵庫県の事務局とお話をしていきたいと思っております。現時点でこれをしなさいということはまだお聞きしたものではありませんので、また今後、お話を聞きながら調整してまいりたいと思っております。

○顧問 了解しました。

○顧問 では、次の先生。

○顧問 兵庫県知事の意見で、建設機械の稼働に伴う騒音について言及しています。環境基準すれすれのところまで来ているということで、最大限抑制してくださいということなのですが、この準備書の571ページのところの「環境保全の基準等との整合性」のところでは、確かに環境基準値との整合を図っているので問題ないとはいるのですけれども、その前のページ、570ページの下の方、3番と4番という地点については、現況の騒音値に比べて予測では最終的には10dB増加するという事です。10dB増加しても環境基準を満たしているということで、いいということなのですが、10dB上がるとインパクトとしてはやはり大きいです。騒音というのはどれぐらいで気がつくかということ、5dBピッチで基準も変わっていることですので、それぐらいの変化でわかると思います。3番、4番というところは、現況が46dB、49dBぐらいで割合静穏なところですので、工事が始まるとそれなりに上昇することは、容易に気がつかれるだろうということです。

対応策としては、事前に関係住民に周知を徹底しておくことです。工事が始まったときに公害問題として出てくるとちょっと具合悪いでしょうから、そのあたりは十分配慮していただきたいなと思います。

私からの意見については、571ページの評価のところなのですが、増加分についても少し言及しておいた方がいいのかなと思います。基準はクリアしているのだけど、増加分がこれぐらいであるので、建設工事はそんな長いこと続くわけではないので一時的な



○顧問 ありがとうございます。

では、只今の審査書（案）について、ご意見があればお願いします。では、先生。

○顧問 2点ほどあるのですが、1つは48ページのさっきの白煙のところですけど、環境監視計画はやめて事後調査にしたのですよね。

○事業者 そのとおりです。

○顧問 ですので、適切に書きかえた方がいいのではないかと。

○経済産業省 事業者の方、白煙の環境監視はやめるのですか。

○事業者 事後調査に変更いたします。

○顧問 もう一点が書き方で、ずっとこういうふうに書いていたのかもしれないけど、ちょっと気になるのです。53ページから54ページの二酸化炭素の評価結果の書き方なのですけれども、各段落の主語が誰なのかというのがよく分かりにくいのです。これは準備書からの引用なので、事業者がこういうふうを考えているとか認識しているということですよね、前半の幾つかの段落は。最後の「以上のことから」というのは経済産業省の審査結果になるわけですよね。それはそういうことでいいのですか。上の方、最初の方の段落、これも経済産業省の見解、考え方なのでしょうか。

○経済産業省 ここは、事業者の方がこう考えているということをもって、我々の方としても妥当だと評価をしているということですので。

○顧問 ですから、文章のこの段落の主語は事業者なわけですよね。こういうふうに考えていることは妥当であるということになるわけですよね。

○経済産業省 最後の「以上のことから、……実行可能な範囲内で低減されていると考えられる」の主語は経済産業省でございます。

○顧問 その前段の部分の主語が誰かというのが分かりにくいのではないかと。

○経済産業省 そこについては文章表現を検討させていただきます。

○顧問 以上です。

○顧問 先ほどの白煙の環境監視のところは、事後調査として書き直すということによるのでしょうか。

○経済産業省 事業者の方、本当に環境監視から削除していいのですか。

○事業者 削除で結構です。

○顧問 いや、ここに事後調査計画と書かないといけないのではないですか。

○経済産業省 事業者の考えを踏まえると、白煙については環境監視から削除するとい

うこととなります。

○顧問　　ここは、環境監視するか事後調査するかという、何もしなければ何も書かないのですが、環境監視する場合は環境監視すると書いているわけですから、事後調査する場合は、ここに事後調査計画と書かないといけないのではないですか。事業者は多分関係なくて、ここは経産省の判断です。

○経済産業省　　環境監視は1年間ではなくて、ずっと継続していくのでしょうか。

○事業者　　1年間です。

○経済産業省　　環境監視を継続せず、1年間の事後調査にしますと。だから、環境監視からは白煙については除きますと。それでよろしいですか。

○事業者　　環境監視については、白煙については削除させていただきまして、事後調査できちんと確認していくという考えでございます。

○経済産業省　　1年間だけですか、その考えで、部会長よろしいのでしょうか。

○顧問　　だから、ここに環境監視計画のかわりに事後調査しますということを書くのではないですかということですか。

○経済産業省　　事後調査については事後調査の項目で書いています。

○顧問　　まあそうなのですがね。

○経済産業省　　いずれにしろ、白煙については事後調査をするということですので、それがきちんと分かるように審査書の中に書き込みまして、一度先生の方にご確認いただくようなことをさせていただければと思いますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○顧問　　どうされるのか。今のところ、ここは削除して、後ろだけに残そうと考えられているということですか。

○経済産業省　　書き方を検討いたしまして、一度ご相談をさせていただければと思います。

○顧問　　あと、先ほどの先生の「考えられる」のところもよく分からなかったのですが、この審査書（案）の中で「考えられる」と書くと、やはり経産省が考えているというふうになりますよね。それ、どうされるか。ちょっと説明が聞き取りにくかったので、最後は経産省ということですが、その上の方はどうされますか。

○経済産業省　　上の方は、事業者の計画の内容がここに書かれているということですので。

○顧問　　そうすると、この「考えられる」という言葉も、ちょっと何か混乱を起こすので。

○経済産業省　　ここも主語が分かるように文章を検討いたしまして、一度ご相談をさせていただければと思います。

○顧問　　事業者には先ほど申しましたけど、ダウンウォッシュだけではないので、「ダウンウォッシュ、初期拡散等」に、2カ所をこのように修正していただければと思います。

○経済産業省　　承知しました。

○顧問　　ほか、いかがでしょうか。全体を通してでも構いませんけれども。よろしいですか。

それでは、審査をこれで終わります。

○経済産業省　　ご審査いただきまして、どうもありがとうございます。

審査書（案）についてご指摘いただきました点は、一度修文案を私どもの方で考えまして、先生方の方にご確認をいただくようにしたいと思っております。

それから、事業者の方でも確認をするという点がございましたので、確認した結果については、私ども事務局の方にご連絡をいただければと思います。

本日の審査の内容、知事意見、環境大臣意見を踏まえて、勧告の方を検討してまいりたいと思っております。

以上をもちまして、姫路天然ガス発電所新設計画環境影響評価準備書の2回目の審査の方を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——

<お問合せ先>

商務情報政策局 産業保安グループ 電力安全課

電話：03-3501-1742（直通）

FAX：03-3580-8486